

第 10 号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 17 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区組織条例（昭和 52 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「区民部
地域振興部」を「区民部」に、「環境清掃部」を「環境部」に改める。

第 2 条の表総務部の部 4 の項中「庁舎管理」を「統計調査」に改め、同部 7 の項から 10 の項までを次のように改める。

- 7 財産の管理及び処分に関する事。
- 8 用地の取得に関する事。
- 9 営繕に関する事。
- 10 庁舎管理に関する事。

第 2 条の表総務部の部中 11 の項を 12 の項とし、同項の前に次のように加える。

- 11 危機管理及び災害対策に関する事。

第 2 条の表区民部の部を次のように改める。

区民部

- 1 住民自治組織の振興、区民生活の向上及びコミュニティ活動の支援に関する事。
- 2 地域国際化に関する事。
- 3 区民事務所に関する事。
- 4 住民記録及び戸籍に関する事。
- 5 住居表示に関する事。
- 6 住区施設に関する事。

- 7 学童保育室に関する事。
- 8 区税に関する事。
- 9 国民健康保険に関する事。
- 10 国民年金に関する事。
- 11 男女共同参画の推進に関する事。
- 12 NPO活動の支援に関する事。

第2条の表地域振興部の部を削り、同表産業経済部の部2の項から7の項までを次のように改める。

- 2 中小企業の支援に関する事。
- 3 創業支援に関する事。
- 4 観光並びに姉妹都市及び友好都市との交流に関する事。
- 5 雇用促進の支援に関する事。
- 6 勤労者福祉に関する事。
- 7 消費者の自立支援に関する事。

第2条の表産業経済部の部8の項及び9の項を削る。

第2条の表福祉部の部中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

- 3 介護保険に関する事。

第2条の表環境清掃部の部を次のように改める。

環境部

- 1 環境保全に関する事。
- 2 清掃事業に関する事。

第2条の表都市整備部の部4の項を削る。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、部の分掌事務等を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。